みいけ

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
編集 発行人 印刷　平島敏治
印刷所　三鑛労組印刷工場

三鑛勞組機關紙

書記局便り

一月十二日	松本副組合長上京
一月十四日	初島堅坑開さく式
一月十八日	中央執行委員会
一月十九日	中島組織部長帰山
一月二十日	硅肺座談会

態勢は万全、闘争組織を確立

今ぞ我等團結のとき

労働運動の興廢をかける段階迫る

あらゆる事態に即應断乎闘う

労働組合の骨抜政策である彈圧三法の上提は二月中旬前後に國会提出の公算が大であり、労働運動の興廢をかける段階も愈々寸前に迫つた。何時如何なる時期に於ても打ち的な彈圧が來ても即応し得る態勢が必要であり、又退職手当闘争も頑迷なる経営者の強硬態度を打破し組合の主張する1、標準日数の増加 2、加給日数の増加 3、自己都合の全額支給 4、基礎賃金の一〇〇%支給 5、年金制度の設定 6、住宅資金貸与制度の設定等吾々は闘い取らなければならない。この二つの目的達成の為闘争態勢の確立を左記の通り決定した。

一、方針

1、原則として規約を運用する

2、本闘争組織は退職手当改訂闘争並に労働諸法規改悪反対闘争とする

二、意志決定機関

1、闘争に関する限り意志決定機関は中央委員会とする

2、支部委員会はその支部限りの問題の意志決定と中央委員会の予備審議を行う

三、執行機関

1、中央に中央闘争執行委員会を設け闘争の執行に関する事項を決定する、その構成は執行委員全員とする

2、中央に戰術委員会を設け戰略戰術等機密に関する事項を審議する

戰術委員会の構成は本部次長以上及教宣部長並各支部長とし必要に応じ関係部長の出席を求める

3、情宣部員は本部若干名、各支部若干名宛としその選出方法は部員の選出方法に準ずる

情宣部員の必要時期並に人数はその都度中央闘争執行委員会で決定する

四、闘争連絡員

闘争連絡員は執行部と職場並に家庭との連絡等に当る為、各支部毎に組合員二五〇名に付一名宛の連絡委員を各支部委員会で互選する

必要なる時期については中央闘争執行委員会又は戰術委員会で決定する

五、その他

部員並に情宣部員の取扱並権限は規約に基くものとする

闘争委員長は組合長、副闘争委員長は副組合長、支部闘争委員長は支部長が之に当りその他の執行委員並に部員を闘争執行委員とする

基準外賃金決まる

専門委員會の結論を諒解

基準外賃金に関しては中央委員会で専門委員会結論を諒解した。率で決つているものについては現行通りとし、額で決定されているもとについては宿直手当を除き、一二五%（坑外基準賃金上昇率）を乗ずる

（カツコ内は旧）

◇宿直手当

從來一般と病院関係（看護婦、産婆、医師用自動車運轉手との二段階に分れていたが病院勤務の特殊手、事務手は緊急入院患者などのため一般当直者に較べて過激な労働がなされていることを勘案し、更に一般と事務一般の三段階に分ける。

一般	三一二円五〇銭（二五〇円）
病院一般	三四〇円（新設）
看護婦、産婆、医師用乗用車運轉手	三九〇円
二交替手当	三七円五〇銭（三〇円）
仕込手当	
寮務係	一一二円五〇銭（九〇円）
炊事婦並びに事務係	八一円五〇銭（六五円）
炊事婦（夫）	六二円五〇銭（五〇円）
潜水手当	七五円（六〇円）
臨時入坑手当	九〇円（七五円）
散宿手当	五〇〇円－一七五〇円（五〇〇円－一四〇〇円）
特殊労働賃金 超過労働賃金	現行踏襲
夜勤手当、時間割賃金の	三〇%

年令修正の件

会社としては「新一賃金の中で年令修正を行うことはできない」との強硬な方針で臨んでいたが、過去二回程行われた前例もあるので修正を行わないということは承服し兼ねるとして強力な主張をなし論議の結果、今年に限り從來通りの年令修正を行うこと、した。既に一切の事務整理をしていたので辞令も書き直す結果となり修正のものと修正後の辞令とが二枚渡される。

船稽夫の件

從來の五四円を船稽夫コンベア手を含み、上昇率一一%で六〇円に引上げる。

今後の問題

◇一月以降賃金は新賃金で支拂い

基準外の精算は二十六年十月に遡及し二月十五日支拂。

◇辞令は年令修正による（四一才までの者）

◇時休精算については一月内拂と同時に行い、十二月分精算は一月二十五日内拂と同時に行う。同一月二十五日の精算については前回同様の精算方式を以て決定するのでこの点については本部に一任されたい。

以上の点は中央委員会で報告諒解された。

（賃金協定書は近日号外で配布します）

主婦の場

一菜きりのさびしい食卓に 主婦の心はふつと翳るが 夫と子供の 顔の満ちたりた明るさに つい つりこまれて微笑ふ

夫は坑内の発破係 責任の重さを云はないが どれ丈心の均衡が大事かは いつも明るく諧謔であらうとする気持で わかる

たつきのきびしさに くずれようとする心の姿勢が いつも どんなことでも 暗い顔をしない 夫のつよさに支えられている

平和とは 幸福とは こんなに底にきびしいものを たゝえた安定であらうか

やがてマイト袋を下げ 弁当を抱いて 足音高く出勤する夫の背後で 主婦の微笑は醜く歪んでしまふ

組合長上京

一月十九日阿具根組合長は参議院商工労働委員として電化大牟田工場の大淀川発電所復元と硅肺法制定を衆参両議院議員に陳情に上京した。

市町村民税の源泉徴收に就て

前進

一月十九日の中央委員會に於て昭和二十七年度分市町村民税の源泉徴收に就ては有利になる様執行部に一任という結論を出した。

市町村民税の特別徴收（源泉徴收）の指定は地方税法第三百二十一條によつて市町村の條例によつて特別徴收の方法を決定すれば、市町村長の権限で特別徴收義務者として指定し、徴收税額を特別徴收（月割）の方法によつて徴收する旨を同年四月十五日迄に当該特別徴收義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならないということになつている。

二十六年度の市町村民税に就ては大牟田、荒尾両市、その他組合員居住の一部町村に於ては條例の決定はみたが三鉱労組としては再三、再四当局と交渉を續け大幅な譲歩と労働者も市民であるという見地より地方自治体への協力の誠意も示したが遂に交渉は決裂し組合は当局が労働者の意志を無視して労働の代償として得た生活賃金より税金を取り立てることには反對するという態度を表明したので三鉱労組は一般徴收同様となつた。

組合の反對の主な理由は、たとえ地方税法によつて條例制定をみて市町村長に指定の権限があるにせよ、労働者が血と汗の代償として得た賃金より天引するならば当局もこの尊い労働者の犠牲と協力に対しては誠意ある態度を示すべきであると主張したが吾々の要望が入れられず反對せざるを得なくなつたのである。

具体的に説明すれば昭和二十五年度分の大牟田、荒尾の市民税納入状況を見ても年度末で八〇%程度の納税率でその後一年近くも多額の人件費事務費をかけて徴收しても九〇%程度の状況である。しかも労働者の税金は一銭一厘もまちがいなく取られ、滞納でもすれば直に給與差押といつて当局はさわぎ立てる、一般と比較すれば給與所得者の課税は、徴收状況に於ても不満な点が多くある。

三鉱労組の組合員は大牟田市に約九、〇〇〇名、荒尾市に約六、五〇〇名居住しているので徴税に要する費用は相当額にのぼるが、これが源泉徴收になれば給与の支拂われた翌月の十日迄に月割額が右から左へという様に徴收義務者より当局に納入されるのであるから還附率に就ても充分考えてもらはなければならない。又組合員の多数は社宅居住で当局は、社宅は治外法権の様に考えているのか福利厚生、衛生問題その他の面でも全然考えていないのではないかと思はれる。従つて組合員の多数は税金は納めつぱなしで返つてはこないということで住民として市政に對してもするどい批判もなしている様な状態であり。労働者のみが毎月々々の生活賃金を自分の懐に入れる前に天引されるならば労働者としては基本的に反對せざるを得ないという結果になつたのである。

昭和二十七年度の市町村民税の源泉徴收に就ても執行部としては基本理念は一貫している。唯毎日々々の賃金より差引かれた方が知らず／＼の内に納税するという事ではなくして給與所得者なるが故に生活賃金より優先して天引納税せしめ、しかもその方法に依つて市財政並に市政上に好影響を與えることは數字的にも具体的に明らかな處であるので当局もこの悪法一点張りでなく、労働者の尊い犠牲と協力に對してはそれ相當の還附率と労働者に對する施政とをなすべきである。

吾々は決議機關の決定を尊重し、執行部は友誼組合と連繋をとり、労働者に有利になる様市町村民税の徴收に就ては闘はねばならない。

炭労「救済規程」に就て（上）

解説

年頭一月十日、中央本部に招集された救済規程審議委員会は第三回臨時大会（昨年十二月開催）で附託された権限に基いて「日本炭鉱労働組合救済規程」を制定、昭和廿六年十二月十日より発効、実施をみることになつた。

ありふれた名称と内容とをもつた一つの規程には過ぎないがその時局的意義に想い到れば誠に重大なものがあることを認識しなければならない。

講和後の組合運動はどうなるか―。自衛力漸増などと歯切れの悪い耳障りの同義語が飛出したり、二千億の防衛関係費（一般予算の二割を超える）という得体の知れない予算が組まれたり、解除軍人の大量予備隊入り等々、戦前への復古趣味横溢の独立ニツポンの時流に棹ささねばならぬ昭和二十七年の組合運動は正しく興亡浮沈の岐路に立つものといわねばならない。この反動の嵐に堪えて組合という橋頭堡を守り、日本の民主化を貫く闘いが果してよく出血をみることなく遂行でき得るならば幸いである。事情はやや異なるとしても一年前のレッド・パージ惨敗の記録は未だわれ／＼の脳裡には生々しい事実である。

二、三月国会は講和予算とこれを執行するのに邪魔立てする者＝（勤労大衆の切実なる要求を完封圧殺するための労働三法改悪と彈圧三法制定企図をめぐる闘争である。組合が組合存立の基本を脅かされようとする際、手を拱いている道理のあろう筈はない。

大会にて炭労が救済規程の提案をした理由の少くとも重要な一つはこの様な情勢を察知したからであつた。もとより救済規程の有無によつてこの反対闘争或は一般に組合運動に挺身する者の闘志が左右される筈もなく、そうであつてはならないが、組合が組合活動に起因する犠牲に対してこれを救済し、補償措置を講じるということは、組織が組織自身の生命を維持していくための生理的に必然な一つの機能―営みであるという所にこの種規程の存在理由は求められなければならない。

決定を見た救済規程は、本規程の本則と附則及び施行細則によつて構成されているが、本規程本文の規定する処は、或は見る人によつては理想に過ぐるの感を抱かしめるかもしれない。

犠牲の範囲は死亡傷害疾病等本人の身体生命に累を及ぼしたもの、検束逮捕、拘禁、収監、科料、罰金或は法廷係争等 対国法関係より招來するもの、解雇、懲戒処分の如く対使用者関係より発生するものまでを含みその救済手段としては組合葬、弔慰金、遺家族扶助、見舞金、療養費、給与補償、科料罰金額負担、裁判費用、返還見舞金等廣汎かつ網羅的なものである。特に留意願いたいのは被適用者の資格範囲である。第一條に「この規程は組合員並にその家族が組合運動のために犠牲を蒙つたとき…」と規定していることで、組合運動は組合幹部の独占行為ではなく組合員は勿論その家族をも含めてのそれである旨を、基本的な理念に依つて宣明した点である。この規定例は知る限りでは他に日教組の救援規程があるのみである（続）

労働金庫 設立準備進む

福岡縣労働金庫設立の件

福岡縣労働金庫設立については色々準備が進められていたが、愈々福岡縣議会に於ても縣労働部を中心にして具体的な検討が進められて來たその運営としては出資一口一、〇〇〇円（三鉱労組加入の場合は五口以上）で福岡市に事務所を置き大牟田は筑後支部として存立される予定である。支部の運営については役員一名、職員三名で三鉱労組としても預金利子は年利三歩七厘という低利で最初は利用価値も少いと考えるが階級的立場に立つて労働金庫設立の促進に努力して行くどいう基本的態度を中央委員会で樹立した。

佐々木副議長辞任

後任は本所藤木三敏氏

佐々木本部副議長（宮浦支部議長）より委員辞任届があつたので後任副議長は規約第四十八條に依れば委員中より選出することになつているが從來の取扱に従つて各支部議長の互選に依り選出することを諒解別室協議の結果、本所支部議長藤木三敏氏を中央委員会で確認決定した。尚宮浦支部議長は田中貞雄氏に支部委員会で決定。

給與専門委員會發足する

職員賃金の決定に依り役員、委員代議員、事務員の新給与を制定するため一月二十五日より分科委員会が発足した。

決議機関専門委員

宮浦支部	中島 豊
四山	大橋 清一
三川	緒方不二男
本所	波村 辰雄
港務	橋本 卿
製作	蓮尾 朗男

珪肺問題で懇談会

合併症を起さなければそう怖くない

硅肺特別法の議会上提に備えて鉱組本部では管原副医長、水野保健課長、それに三池の硅肺患者廿余名を招いて廿日午後一時から大会議室で懇談会をひらいた。初め浦川書記長から挨拶を兼ねて硅肺法案の内容を説明、次いで管原副医長から三池に於ける硅肺患者の実態、療法その他につき大要次の様な談話があり引続き質疑応答、要望として「硅肺一度でも労災法の適用を受け得るよう努力して貰いたい」其他の意見が開陳された。

管原副醫長談話要旨

三池で硅肺と診断された患者は一〇八名、その診断分類は一度三名、二度八二名、三度二四名で、結核との合併症を有する者は一度三名、二度二七名、三度六名で、平均勤続年数では二度が十六年八ケ月、この内坑内十四年六ケ月、直接炭粉を吸入する職種に従事した期間九年八ケ月、同間接四年、三度では勤続十八年八ケ月、坑内十六年九ケ月、直接吸入九年八ケ月、間接同七年六ケ月となつて居り継続して従事したか断続したかで罹病率が違つて來ます。この時に当り、既に先頭から三るが、三度は三七%、二度は二六、八%が夫々継続従事者となつておる。作業環境から遠ざかれば、進行が食い止め得るか否かについては二説あるが、私としては進行するのではないかと痛感している現在のところ病変（硅肺結節）そのものを癒す事は不可能だが、曹達の注射は相当効果がある。アルミ粉末の吸入も予防並に治療に効き目があると旧くからカナダで云はれ、現に鬼怒川発電所で実施しているが、やり方が幼稚で、永く続けて見ねばはつきりした事はわからぬが多少誇大に喧傳され過ぎたきらいがある。尚不幸硅肺に罹つても肺結核を合併しなければ全体の経過はそう悪くないので規則正しい生活その他により極力感染を防ぐ事に努め、それでも合併症を起したらマイシンその他で早期撲滅を図る事が肝要である。

相踵ぐ惨禍

思え同志の流血

保安サボを重視せよ

希望に明けた昭和二十七年も一月八日始めて三川に血塗られ、以來二十四日迄僅か半月余りの日数に既に三名の尊い人命を奪い去つた。努力しても努力しても尚しつように襲いかゝる災害に対し、限りなき憎悪と残された遺族への想いに胸をしめつけられる思いに、歯がみすれど…。だがその努力は果して真剣な努力で有つたであろうか。さきに〝みいけ前進〟に於ても述べた通り、各技術職員は果して保安諸法規の完全実行を為して居るのであろうか？又現場作業に於て果して完全な技術を駆使して居るのであろうか？我々はこれらの保安サボを重視すると共に重ねて技術職員の猛省を促すものである

四山鉱に變災

死傷者三名を出す

久しく大きな変災が無かつた四山鉱に落盤で一瞬にして死傷三名を出すと云う惨事が惹起、痛ましい血の犠牲が拂われた―

廿二日午前二時五分西一番坑道詰切上個所で掘進工木下繁光氏（四一）春山福俊氏（四六）栗沢久男氏（四五）らが小割穿孔準備作業中二、八米×一、二米×〇、二四米の落盤があり木下氏は胸、腰、背腹等に重傷を負い、加療の甲斐もなく午前三時三分死亡、春山氏は全治四十日、栗沢氏は七日の重軽傷を負つた。

不幸殉職した木下氏は廿三年三月に入社、温厚篤実な人柄で部内の信望が厚かつた。

同社葬は廿四日午前十時から四山講堂で厳に執り行われた。

謹んで哀悼の意を表する。

三川坑にも

採炭工梅木氏殉職

二十四日午後五時三川坑第七上層右十一片十昇ローダー切羽で発破後天井点検中突如落盤があり、採炭工梅木機雪氏（三三）は胸腹部腰部挫創、右大たい骨折で即死、同坂口末雄氏（二四）は頭部其他に軽傷を負う惨事が起きた。

かさなる組合員の痛ましい殉職に組合としても徹底的保安対策を強く要求している。

六月末限りで寮常任廢止

寮常任暫定措置の期間満了に伴ひ寮代表の意見を参酌して昨年暮から本年に掛け精力的な交渉を行つた結果、左記の様な條件のもとに六月末を以て廃止するとの結論を得た。

1、今後の寮運営を民主化する

2、從來行つて來た仕事を時間外に行うことを認める

3、労働課に提出してある食事料計算表その他物品表など必要とする場合閲覧を認める

二月三日は▷▷▷▷▷▷▷▷▷組合創立記念日

昭和二十一年二月三日三鉱労組が結成されてより六週年を迎えるのでこの記念すべき創立記念日に当つて全組合員に対しマーク入りのタオルを贈ること、なつた。

組合と家庭について

―主婦の言葉を―

感想（四席）

正木 曉

炭鉱労組機關紙に「組合と家庭」という課題を示されたという事は、組合が家庭に深い関心を寄せられんとする御熱意と推察し、私共家庭の主婦と致しまして嬉しく存ずる次第であります。これは我国炭鉱労働運動が戰後急速なる発展を遂げ、輝かしき足跡を印しつゝあつたが、一応の段階に到達し更に内省的なもの、基礎的な裏付けという方向にその指標が向けられ初めたものと謂えるでありましよう。

事実、戰後民主々義の幟印のもと、労働運動は実践の面に於て、がむしやらに進んで來たのでありますが、如何にせん我国労働運動の日は浅く、かの英国などに見られる幾々な一歩一歩いばらの道を開拓して來たものと異り組織的、合法的なもの、経験の乏しさは、一歩強力な指導力を失えば、退嬰的なものへ陥する脆弱さを現はしてくる懸念が多分にあると思われます。

鉱労組に於ても、婦人会の組織化或いは情宣活動が、家庭の地区別を目途として行はれつゝある事は結構な事と存じます。

何れにせよ、組合員生活力の根源である家庭に、重点を置く、今後の組合活動の必然性は喫緊の問題でありましよう。この様な考えから私共家庭と組合との関連性と実際面に於て、過去の現在を洞察してでたいと存じます。

先づ情宣活動についてみると組合の方々が、各種闘争の趣旨経過が社宅の廣場などで説明されるのでありますが、主婦が台所から手を拭き拭き集つて來る風景も、以前よりその熱心さに於て遥かに異つて來ております組合に対する主婦の関心も高まりつゝある事は之によつても判るのであります。今後共一層の御努力を願うのでありますが、尚その上に望みたい事は掲示板による報知であります。私共教養の低いものには、徹底を欠くこともありますし、聽き洩しの事もあるので、組合の動向、行事などを手易に速刻周知出來る様にして戴きたいと存じます掲示板利用は組合と家庭が直結される唯一のものと思はれます。

文化、厚生、活動になりますと現在組合で行はれるものとして、一寸頭に浮んで來ない程家庭には縁遠いもの、様に思はれます。会社及家族会などの方がより身近に受取れます。

公私傷病者家庭などに対する実態の調査、援助の手も欲しいと思いますし、その他家庭諸般の問題にも伸べられる手が必要ではないかと存じます。その一方法として、組合に家庭相談係を設けられ、親身になつて組合員の相談に応ずる施策が欲しいと思はれます。

以上勝手な事のみ申して來ましたが、口で云う程簡単には参らぬとは存じます。然し健全な家庭が健全な組合の母体になる事を思えば、家庭に対しより一層強力な組合活動が望まれるのであります。

ニユースカーの使用規程成る

第一條（目的）

この車は組合員の經済的、社会的地位の向上を図り以て組合の強化発展を期する為左の場合に使用する。

一、組合員並に家族に対する組合活動の情宣

一、外部に対する組合の趣旨の徹底

一、組合員並に家族に対する慰安行事の実施

一、組合並に組合員相互間の意志の疎通

第二條（範囲）

此の車は前條の目的達成以外の行事に使用する事は出來ない。但し外部團体への貸与又は已むを得ざる事由により使用を必要とする時は本部役員会の決定により責任範囲、所用経費等を審議の上許可する事も出來る。

前項の場合は後日中央執行委員会の報告諒解を求めねばならない。

第三條（保管）

此の車は本部総務部長に於て保管し使用の場合は担当部長（教宣部長）より書記長を経て別に定める様式に依り届出るものとする。

第四條（取扱）

此の車は組合長が指定する担当者又はその依頼を受けた者以外の取扱を禁示する。

第五條（人員）

此の車には届出定員（十二名）以上の乗車を厳禁すると共に必要は最少限に止めるものとする。

第六條　此の規程の改廢は中央執行委員会で行うものとする。

第七條　右各條の他使用に当つては別に定める細則による。

生活協同組合とは

搾取の排除と消費合理化

生活協同組合は消費者が結束して互助相愛の精神と協同の力により搾取を排除し、消費生活を合理化して消費者自身の力で自らの生活の安定と生活文化の向上を図ろうとする協同組織体であります。

即ち生活協同組合は1、消費者の協同組織体であり、そしてそれは相互扶助、互助相愛の精神によつて結びつけられるものであります。消費者が結束し相寄り、相助け協同して自らの生活を守ろうとするものであります。

このことは協同組合の最も大切な基本精神であり、そこに協同組合の意義があるのであります。

組合はこの精神によつて初めて成り立つわけで、この精神を忘れた組合には到底真の発展は期待されません。2、生活協同組合は組合員の消費生活を合理化し、生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とするものであります

この点が労働組合と異る点であります。労働組合は労働條件の維持改善を図ることが主なる目的であり、勿論福利厚生活動も重要な活動の一つではありますが労働組合にとつては、それは附随的、第二義的なものであります、労働組合法第二條に於ても共済事業、その他福利事業のみを目的とするものは労働組合として認められない事になつています。

従つて労働組合の福祉活動には一定の制限があり、十分に強力な活動をすることは困難でありますから、之を十分強力に行うためには福利共済事業を行うことを目的とした独立の組織である生活協同組合によつて行うことが必要となつてくるわけです。

生活協同組合をつくり、之を運営することによつて労働者は色々の利益をうることができます。

質疑應答

◇被扶養者認定基準について（第三回）

問＝私は港務所につとめている者（長男）ですが、父親が死亡し現在母親（満五十才）及妹（満十二才）を同居扶養して居りますが、この場合の被扶養者認定取扱について説明下さい。　Y・S生

答＝この場合は認定基準の第八項で処理すべき問題でありまして、母親及弟妹を被扶養者と認定する場合は例へば、母親が一定の職業（会社従業員又は商売を業としてやつている場合は除く、書道、生花の先生や産婆等）をなしている場合は母親は無論弟妹も当然母親が扶養すべきで貴方の扶養者とはなりません。しかし母親が無職の場合は弟妹に限り十六才未満の者は被扶養者として認定されます。母親については満六十才以上にならねば認定されませんが、例へば不具、癈疾者なる場合は別です又貴方が単身者の場合は当然要容として被扶養者となります。

註＝死亡した父親が厚生年金保険の被保険者であつた爲、母親に対し寡婦年金が支給される場合又その他恩給を受ける場合も弟妹には関係ありません。母親については六十才以上の場合であれば関係ありません。

尚父親無き場合に弟妹を被扶養者とする取扱には、認定基準第八項の取扱基準「母親が不具癈疾のとき又は満六十才以上のとき或は六十才未満の場合も一定の職業無きときは被扶養者と認定する」を確立し現在運営されていますので併せて御了承下さい。

答本部厚生部

ぽいんと

選手、彈圧三法の闘いは近まつた
闘いの機構は成立したが
機構の成立だけでは闘いは出來ぬ
執行部も組合も家族も一丸となつて闘つてこそ吾々の生活は磐石だ

年あけて僅か二十日間の中三名の同志が次々と死んだ
死んだ人々はもはや歸つて來ない以上生き残つた人々は何を歎いたらいゝか
犠牲者の陰に家族は歎いている
もはや從手傍観は許されない
ブームによる強制労働か？
技術指導の不手際か、サボか？
徹底的な原因の探求が必要だ

税金のママ子労働者
今年も源泉徴收をやるそうな
荒尾、大牟田の市民税の納入成績が八〇%で
労働者ばかり百パーセント
搾り上げるとは無茶苦茶